

《静岡市》

校則の策定及び見直しに関するガイドライン

静岡市教育委員会

令和3年10月8日（Ver. 1）

## 【目次】

### はじめに

- 1 校則（※）の意義
- 2 校則についての基本的な方針
- 3 校則の見直しのあり方
- 4 性同一性障害、性的指向、性自認等に係る配慮事項

（※）本ガイドラインにおける「校則」の定義について

- ・ 学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているもの。
- ・ 具体的には、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よい子の一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などを含む。

（出典：「生徒指導提要」文部科学省H22.3）

## はじめに

これまで、特に中学校では、校則により規律を保つとともに、発達段階にふさわしい言動を身に付けさせるという考え方のもと、生徒指導を行ってきたと考えられます。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）では、「校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められる」とされ、校則は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど教育的意義を有しており、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。また、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされ、どの学校もそれぞれ築き上げられてきた伝統やルールがあり、学校の実態を踏まえて策定されています。

このように、校則は、児童生徒の成長や学校運営の安定において、一定程度の役割を果たしてきたといえます。しかしながら、昨今の一般社会において、価値観が多様化するとともに、人権尊重の観点から個人の指向も可能な限り認めていくべきであるという機運が高まっており、校則についてもその見直しが求められている状況となっています。

そこで、教育委員会として、校則の意義や見直しの視点、見直しのプロセスなどについて、ガイドラインを示すこととしました。現行の校則が、児童生徒の健やかな成長にとって本当に必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から見直しを実施します。

加えて、学習指導要領解説総則編や学習指導要領第5章（特別活動）において、学校教育には、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑に変化している状況の中で目的を見直すことができるようにすることを求めています。また、育成する資質・能力として、「多様な他者と協働する様々な活動の意義や活動上で必要なことについての理解と行動の仕方」「集団や自己の生活、人間関係の課題を解決するために話し合い、合意形成や意思決定する力」「身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度」を挙げています。

これからの校則のあり方として、一律に規定するものは最小限にとどめ、また、見直しのプロセスを通じて児童生徒自らが学校生活をつくり上げていこうとする主体的な態度を育てることは、児童生徒が責任ある行動をとり、積極的に社会参画しようとする態度を養うことにもつながります。

また、校則を見直す過程で、児童生徒が様々な関係者との対話を通して得られた観点を捉えて見直していくこと、そしてそのプロセスを通じて主体性や意思決定・課題解決の力を育むことは、グローバル社会において、異なる国籍、文化、性別、年齢の違い、障がいの有無などを認め合い、多様な考えをもった人々との協働、まだ見出されていない見方や考え方の創出、重大な課題に対して複数の解決策を練るといった、持続可能な社会づくりに参画する資質や能力の育成につながるものと期待されます。

変化の激しい現代にある中で、これまでの慣習にとらわれず、人権尊重や多様性への配慮の視点に立って、校則の見直しに思い切って挑戦する学校の姿勢が求められています。

各学校においては、文部科学省の通知なども参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 1 校則の意義

- ◆校則は、集団生活の秩序や安全を維持するなどの意義を有しており、児童生徒が学校での生活を送るにあたって、守るべき規範となる。
- ◆児童生徒が規範意識をもって生活できるように、何をすべきか、主体的に善悪の判断を行う資質を育てる。
- ◆児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるような教育目的の達成や互いを尊重する集団（学級・学校）づくりに寄与する。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや学校が集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要であり、適切な指導を行うことは重要である。

校則は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となることから、教育的効果をもつものである。

## 2 校則についての基本的な方針

- ◆校則の意義をふまえつつ、「子どもの権利」を守るようにバランスを取り、以下に示す4つの方針に基づいて校則を策定し、運用する。

### 【方針】

- (1) 校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定める。
  - ・しつけや道徳、健康に関する細かな事項は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた各分掌（生活指導、学習指導など）の取組や、生徒の自主的な取組とする視点ももつ。
  - ・児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課すような場合には、職員の異動などに伴ってその策定の経緯が風化しないように、その趣旨を明文化しておく。
- (2) 校則の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないようにする。
  - ・障害がある児童生徒への合理的配慮となるようにする。
  - ・様々な文化を背景にもつ児童生徒や性自認に悩む児童生徒に対してきめ細やかな対応となるよう配慮する。
  - ・児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討する。
- (3) 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、校則の内容については絶えず見直す機会を設定する。
  - ・児童生徒が主体的にルールやきまりについて考える機会を設ける。
  - ・保護者の意見を聴取するなど、学校、児童生徒、保護者・地域の三者による合意形成を大切にする。
- (4) 児童生徒が校則を自分のものとして捉えることができるよう、自主的に守る態度

を育てながら指導にあたる。

- ・規則を守らせることのみでの指導になっていないか、注意を払う。
- ・校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合も考えられるが、その際には、問題の背景や個々の事情にも十分に留意する。また、単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含め、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動するなど、教育的効果をもつものとなるようにする。
- ・校則は、入学時までなどにあらかじめ児童生徒や保護者に周知し、その必要性について共通理解を図っておく。

【👁️ 参考】 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

本条約は、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利を守るように定めています。参加する権利では、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することを一般原則としています。(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会)

### 3 校則の見直しのあり方

◆校則の見直しにあたっては、「生徒指導の3機能」を基準とする。

- ・「児童生徒に自己存在感を与えること」
- ・「共感的な人間関係を育成すること」
- ・「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」

◆教職員は「生徒指導の3機能」、静岡県生徒指導の重点目標「考えさせる生徒指導の推進」を生かした指導ができているか、意識しながら見直しを行う。

#### (1) 見直しの目的について

- ・現行の校則が、児童生徒の健やかな成長にとって本当に必要なものか、不具合が生じていないかを考慮しつつ、校則の意義をふまえつつ子どもの権利を守り、よりよいものにする。
- ・児童生徒が、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていきこうとする主体的な態度を養う機会とする。
- ・児童生徒や保護者の参加により、その意見や要望を反映するなど、見直しの必要性について、共通理解が図られ、校則の指導に効果が上がるようにする。

#### (2) 見直しを行う際のポイントについて

- ・各学校では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、以下のポイントをふまえて毎年見直しを行う。

##### <ポイント>

- ①学級活動や児童・生徒会活動など、児童生徒が主体的に考える機会を設ける。
- ②各学校においては、組織的かつ計画的に校則についての見直しが行われるための体制づくりを行う。

- ③教職員と児童生徒、保護者が見直しに関わる仕組みを構築する。
- ④学校外から意見を聴くため、各学校の判断で構成を検討する。  
(例) 学校評議員、小中一貫教育準備委員会、学校運営協議会
- ⑤校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議での結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童生徒、保護者へその理由を説明する。
- ⑥見直した内容については学校ホームページに掲載するなど、保護者に周知する。また、見直しの取組については適切に記録・保存し、その経緯を引き継ぐ。

(3) 見直すべき内容について

- ①「小学生らしい」、「中学生らしい」などのあいまいな概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な理由が説明できる内容とする。
- ②あまりにも詳細な事柄まで規定しているものについては見直しを図り、校則から除くことも含めた検討を行う。
- ③以下に示すような内容については各学校において必ず見直しを行い、人権を侵害するものについては、削除する。

	視点	見直し項目	(例)
ア	さまざまな文化や性の多様性への配慮	一方的な性の価値観から選択の余地がないもの	・女子はスカートとする
		性別ごとに異なった髪型の規定をしているもの	・男子は耳にかからない長さとする
		肌を隠すことが許されない服装の規定をしているもの	・夏服時は半そでのシャツのみとする
イ	健康上の配慮	健康被害につながるもの	・給食は決められた時間内に残さず食べる
		体調維持に問題が生じるもの	・マフラーやタイツ禁止、校舎内での使用禁止 ・うちわ(扇子)や日焼け止めの禁止
ウ	合理的な説明	目的がわかり難いもの	・女子は靴下を三つ折りにする
		色を限定するもの	・靴、靴下、肌着等は白一色とする
		過度な制約に合理性が見いだせないもの	・襟の高さは4cm±0.2cmとする ・靴下はかかとから●cmの高さとする
エ	家庭での生活などに係るもの		・外出時は必ず保護者の許可を得てから外出する ・友だちの家への外泊禁止
オ	通常の生徒指導で対応すべきもの		・髪を結ぶゴムを手首につけることの禁止 ・線路に置き石をしない
カ	髪型など過度に制限しているもの		・髪が肩にかかる場合はしぼる ・ゴムやピンの色や太さの指定 ・おしゃれを目的とした髪型や結び方の禁止

(4) 見直しの行程について

	月	教育委員会	学 校
R3年度	10	<b>市ガイドライン策定</b>	
	11	校長会にて、ガイドライン説明	○校長より、R4年度経営方針説明
	12	<p>随時、学校からの相談対応</p> <p>外部人材を招いた研修</p> <p>生徒指導担当者会などにて</p> <p>校則の見直し好事例の周知</p> <p>教職員</p> <p>オンライン研修</p>	<p><b>児童会・生徒会</b></p> <p>校則のあり方や見直しについてアンケート調査など実施</p>
	1		<p>調査結果を受けて学級討議を実施</p> <p>生徒大会など、全校生徒で討議</p>
	2 3	<p>【R3年度末までに少なくとも見直す視点】</p> <p>①人権尊重 ②性の多様性への配慮 ③性別ごとに異なる規定の見直し</p>	
R4年度	R4.4	<b>《第1段階》市ガイドラインに基づいた校則施行</b>	
	4 5 8	<p>各学校の校則の状況を把握する。</p>	<p>○改善した規定の実施、及び成果検証（課題→協議→改善）</p> <p><b>児童会・生徒会</b></p> <p>校則のあり方や見直しについてアンケート調査など実施</p>
	9 12	<p>見直しの方向性について説明する。</p>	<p>○新年度生徒会への引継ぎ</p> <p>調査結果を受けて学級討議を実施</p>
	1 3	<p>生徒指導担当者会などで各学校に対して助言を行う。</p>	<p>○生徒指導部会・新年度対策会議などでの検討</p> <p>生徒大会など、全校生徒で討議</p>
R5年度	R5.4	<b>《第2段階》市ガイドラインに基づいた校則施行</b>	
		<p>※ 毎年度、見直しを行う</p>	

## 4 性同一性障害、性的指向、性自認等に係る配慮事項

### (1) 学校における支援体制

- ◆最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むこと。
- ◆相談ありきでなく、該当児童生徒の把握に努める。個別の対応が必要な児童生徒が確認された場合は、本人や保護者の意向を最大限に尊重して配慮し、組織的に取り組むこと。
- ◆情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、情報を共有する場合には意図を十分に説明・相談して理解を得ながら、対応を進めること。

- ・学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）や「ケース会議」（校外）等を適時開催しながら対応を進める。
- ・性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要である。
- ・他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要がある。
- ・医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要である。

### (2) 学校生活の各場面での支援

場面	支援の例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める。（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
修学旅行など	1人部屋の使用を認める。 入浴時間をずらす。
部活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。

【出典：「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

平成27年4月30日 27文科初児生第3号】